

政治機能の原点
「正解」がない中で「合意」形成を

4

◆林野庁木材利用政策最前線 52

新たな展開を迎える木材の利活用の現状と今後の展望

林野庁林政部木材利用課長 難波 良多



◆シリーズ／地方版図柄入りナンバープレート促進のために 66

地方版図柄入りナンバープレート導入のメリットを自治体目線で考える

筑波大学 名誉教授 石田 東生
(国土交通省「新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会」座長)

◆水素社会実現セミナー 72

水素社会推進法を踏まえた水素サプライチェーンの構築

衆議院議員(自由民主党水素社会推進議員連盟会長) 小渕 優子
 川崎市長 福田 紀彦
 経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長 井上 博雄
 ENEOS 株式会社執行理事 田中 秀明
 川崎重工業株式会社執行役員 山本 滋
 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員 牛窪 恭彦
 株式会社レゾナック業務執行役員 足立 浩
 東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員 加藤 修
 内閣府副大臣 工藤 彰三
 東京工業大学名誉教授 柏木 孝夫



行政情報の総合誌

時評 2024.10

PATROL

官邸/内閣府 6

松村 祥史／村井 英樹
矢田 稚子／岸田 文雄

総務省 8

望月 明雄／菅原 希
池田 達雄／江利川 納

法務省 10

小泉 龍司／押切 久遠

外務省 11

上川 陽子／小野 啓一

財務省 12

鈴木 俊一／宇波 弘貴

金融庁 13

屋敷 利紀／伊藤 豊

文部科学省 14

盛山 正仁／望月 穎
橋爪 淳／伊神 正貴

厚生労働省 16

武見 敬三／伊原 和人
日原 知己／黒田 秀郎

農林水産省 18

坂本 哲志／武村 展英

経済産業省 19

齋藤 健／藤木 俊光

国土交通省 20

斎藤 鉄夫／平田 研
五十嵐徹人／鶴田 浩久

環境省 22

伊藤信太郎／植田 明浩

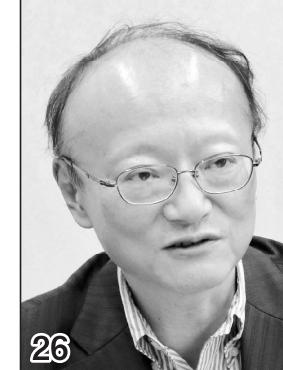
防衛省 23

木原 稔／内倉 浩昭

日銀 24

植田 和男／永島 英器

◆特別インタビュー



G20/OECDコーポレートガバナンス原則改訂の意義とポイント

内閣官房参与
神田 真人

◆国と地方の新たな関係を考える（前）

改正地方自治法の要点と意義、目指す国と地方の関係とは



総務省自治行政局長
阿部 知明

◆海上保安政策最前線



海上保安庁長官
瀬口 良夫

平和で美しく豊かな「海」を次世代に継承していくために

※本文掲載内容は、本年9月19日に最終校正を行いました。

44

58 一戦後人の発想 露置き露の干るがごと

俵 孝太郎

ラジオがヒトラー・ナチを生んだ

油断すべきでないニューメディアの跋扈

多言数窮

34

「インフラ」の意味が理解できない唯一の国

国学総合研究所長 大石 久和

アジアの小窓

37

“脱北者”が講演で

アジア母子福祉協会理事長 寺井 融

「悪党」の世直し論

86

「政治」は「経済」に何をすべきか

小田原松玄

菜々子の一刀両断！ってわけにはいかないか・・・

92

パリ五輪の課題をどう生かすか

総合社会政策研究所 寺内 香澄

CONTENTS

時評レーダー

株式会社伊予鉄グループ／相次いで新機軸を打ち出す 50

TOPICS

第6回「海上保安の日」俳句コンテスト開催／公益財団法人 海上保安協会 33

編集室だより 96

表紙のことば 加藤 茂 96

岸田文雄首相の任期ぎりぎりまで、矢田稚子総理補佐官が男女の賃金格差は正に取り組んでいます。9月2日に開かれた「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム（PT）」の座長として、強力なリーダーシップを発揮した。この日の会合では、男女間の賃金格差についての都道府県別ランキングが初めて公表された。

岸田文雄首相の任期ぎりぎりまで、矢田稚子総理補佐官が男女の賃金格差は正に取り組んでいます。9月2日に開かれた「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム（PT）」の座長として、強力なリーダーシップを発揮した。この日の会合では、男女間の賃金格差についての都道府県別ランキングが初めて公表された。

■総理補佐官
矢田稚子氏 PATROL

PT座長として最後まで精力的

男女の賃金格差是正に向けランキング公表



木県で、最も小さかったのは高知県だった。

賃金格差の大きい地域では、女性の管理職比率、平均勤続年数なども低い傾向がみられた。

矢田氏は会合後、都道府県別順位について「首都圏に近いところは（女性が）流出しやすい」と位置付けられ、常々、漫画やアニメの「キャバテン翼」や「ONE PIECE」を例に挙げ、「世界中で見られている」と説明した。

格差が小さい地域でも、「夫が外で働き、妻が家を守る」といった性別による役割意識の強さがみられたという。

地方自治体や地域金融機関、企業の代表者を集めた「女性に選ばれる地域づくり」に向けた車座対話」を全国数カ所で開催し、9月12日には名古屋市内で、愛知労働局が矢田氏と地元の経済団体や企業との車座対話を実施するなど、最後まで精力的に動いた。

国民民主党の参院議員だった矢田氏の手腕は政府、与党内で高く評価されている。

岸田文雄首相（当時）は9月6日、韓国・ソウルで尹錫悦大統領と会談した。日韓国交正常化から60年となる来年を見据え、経済や安全保障など幅広い分野での協力を確認。具体的には、双方の入国手続きを円滑化する検討を始めることや、第三国での日韓両国民の保護について話し合うことなどで一致した。

中国、ロシア、北朝鮮の「正面」を抱え、日本の安保環境

■前総理大臣
岸田文雄氏 PATROL

日韓関係改善に大きな功績

外交の岸田」は一定の成果と課題を残し終幕



がかつてないほど不安定になる中、良好な日韓関係は重要だ。

「戦後最悪」とされた関係を改善基調に導いた両首脳の功績は大きい。首相は会談後「この歩みを続けていかなければならぬ」と強調した。

首相は在任中、「外交の岸田」として、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序・国際社会の枠組みを主導する取り組みを進めた。日米関係をさらに強め、日米韓首脳会合、北大西洋条約機関（NATO）首脳会合にも3年連続で出席した。また、ロシアによる侵略を受けたウクライナを電撃訪問して連帯を示したほか、議長として広島市で開いたG7広島サミットを、ウクライナのゼレンスキー大統領と新興国「グローバル・サウス」の首脳らが会う舞台とした。

ただ、覇権主義的な動きを強める中国との関係改善は道半ばだ。北朝鮮による拉致・核・ミサイル問題は残っている。難題は次の政権に持ち越された。

■特命担当大臣
松村祥史氏 PATROL

8月26日は火山防災の日

制定記念イベント開催、火山をより詳しく



8月26日、東京・砂防会館で「火山防災の日」制定記念イベントが開催され、会場・オンライン併せて多くの人が聴講した。昨年、活動火山対策特別措置法が改正されたのを受け、本年より8月26日を「火山防災の日」として制定されたのを記念して開催されたもの。この日が「火山防災の日」となったのは1911（明治44）年の同日、浅間山に日本で最初の火山観測

部が設置されたり、火山専門人材の継続的確保など、被害予防の観点から対策の一層の強化が図されることとなつた」と意義を強調した。

その後、藤井敏嗣・火山調査研究推進本部政策委員会委員長による基調講演、森隆志・気象庁長官や火山防災強化市町村ネットワーク会長の下鶴隆央・鹿児島市長らによる取り組み紹介が行われた。

災担当大臣は「改正法により文部科学省に火山調査研究推進本部が設置されたり、火山専門人材の継続的確保など、被害予防の活性化の司令塔となる官民会議の初会合を開き、村井英樹官房副長官が議長を務めた。

村井氏はコンテンツ産業を今後の日本の活路を開く成長産業と位置付けており、常々、漫画やアニメの「キャバテン翼」や「ONE PIECE」を例に挙げ、「世界中で見られている」という。こうした作品の価値をきちんと評価できる仕組み作りが必要だ」と語っている。

この日の会合では、アニメ「エヴァンゲリオン」などで知られる映画監督の庵野秀明氏が「諸外国にある映像産業への税制優遇制度が日本ではなく、国際競争の観点から不利益がある」と問題提起した。一方、制作現場ではクリエーターの長時間労働や低賃金が横行し、働き方改革が課題となっている。俳優の大沢たかお氏は「よい人材が入ってこなくなる。公的機関が調査するべきだ。現場は自分も含めて疲弊している」と訴えた。政府の後押しが急がれる。

■官房副長官
村井英樹氏 PATROL

作品評価と働き方改革が重要

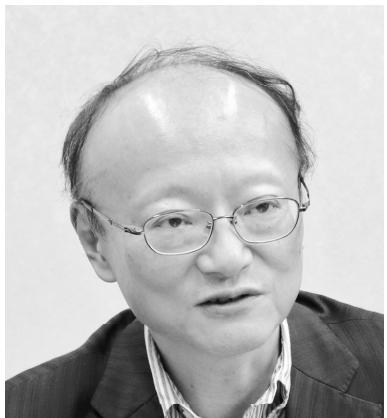


映画、アニメ、ゲーム産業の活性化へ支援

評価できる仕組み作りが必要だ」と語っている。

内閣官房によると、2022年の日本のコンテンツ市場の規模は世界3位の13.1兆円、輸出額は4.7兆円で半導体の5.7兆円に近い。政府はクリエーターの支援などを通じて国際競争力を高め、輸出額を33年までに20兆円に引き上げたい考えだ。作品を支持する外国人観光客による日本国内の消費の増加も期待されている。

この日の会合では、アニメ「エヴァンゲリオン」などで知られる映画監督の庵野秀明氏が「諸外国にある映像産業への税制優遇制度が日本ではなく、国際競争の観点から不利益がある」と問題提起した。一方、制作現場ではクリエーターの長時間労働や低賃金が横行し、働き方改革が課題となっている。俳優の大沢たかお氏は「よい人材が入ってこなくなる。公的機関が調査するべきだ。現場は自分も含めて疲弊している」と訴えた。政府の後押しが急がれる。



かんだ まさと

昭和40年1月17日生まれ、兵庫県出身。東京大学法学部卒業。62年大蔵省入省、平成18年世界銀行理事代理、平成22年財務省主計局主計官、25年国際局開発政策課長、26年同総務課長、27年金融庁総務企画局参事官、29年財務省主計局次長、令和元年大臣官房括審議官、2年国際局長、3年財務官、本年7月より現職。

も、この原則を各種評価に使用しています。日本のコードも、制定時に、OECDの企業統治課長に金融庁と東京証券取引所による検討会議に入つてもらつなど、OECDコードがベースで、世界レベルに追及されました。

この原則が制定される契機となつたのは、1990年代後半に発生したアジア通貨危機でした。この時、伝統的なアジア型

き詠まりが指摘され、アジアはもちろん世界でコードが広く認識されたのです。その後1999年に、OECDコードがバナンス原則が設けられ、2004年に最初の改訂を経て、15年後の次なる改訂時にG20の承認を得たことで同原則は「企業統治の憲法」としての位置付けを確立しました。この時、私が委員会副議長の時にG20からの承認を主導したことと、その後の

2023年秋、『企業統治の憲法』、とも言つべき「G20/OECDコープレートガバナンス原則」が改訂された。国際社会の大規模な変動を踏まえつつ中長期的未来に対応した内容として各国からも高く評価され、新たな世界規範となっている。

今回、OECDコープレートガバナンス委員会の議長として改訂の指揮を執り、各國の複雑な見解の相違を乗り越え、総和的な取りまとめに導いた神田内閣官房参与（前財務官）に、その背景とプロセス、意義について解説してもらつた。

「G20/OECD コーポレート ガバナンス原則」改訂の意義 とポイント

內閣官房參與

神田
眞人

神田 端的に言えば気候変動への対応、新型コロナウイルス感染拡大、デジタル化の進展など、国際社会を取り巻く経済社会環境の著しい変化がありま
す。資本市場の動向がこうした変化に影響を受ける以上、企業統治も現状に即応したものであ
るべきです。

特にサステナビリティが世界的な潮流となつた現在、20
50年のカーボン・ネット・ゼロ社会への移行を目指していくためには、公的な資金注入だけでは事実上不可能で民間の資金活用が不可欠であると認識され
るべく、

サント（企業との建設的かつ目的を持つた対話）においてもサステナビリティが極めて重要な論
点に位置付けられていました。
また2020年に、エンゲージメントにおいて何が重要な点なのか
の機関投資家にアンケートを取つたところ、メディア等で共
に指摘されるような取締役会の構成や経営陣の報酬よりも、気
候変動や人的資本を優先事項とする機関投資家の方が多かつた
のです。つまり機関投資家のニーズは気候変動を含めたサステナビリティにあることが確認されました。

委員会議長就任につながった、という次第です。私にとつてコーポレートガバナンスへの関わりは、ライフワークとも言うべき仕事になりました。

――前回15年の改訂から昨秋の改訂まで8年、期間としてはそれほど長くないようにも思われますが、それでも改訂に踏み出しました。そこで、改訂をはじめ、さまざまな調査連をはじめ、さまざまなものによって行われた検証を行いました。例えば、サステナビリティ関連の投資が世界的に増加を続けており、幾つか文書によると、

高く、それ故に昨年9月にインド・デリリーで開催されたG 20サミットにおいて原則の改訂が承認されたのは、まさに資本市場における「憲法改正」として国際社会に絶大なインパクトをもたらすものでした。

――改めまして原則の位置付け、その改訂がもたらす重みについて教えてください。

神田 この原則は企業統治の分野で唯一の国際基準となるものです。類した基準が他にもあ

が、シングル・グローバルスタンダードと呼ばれているようになります。企業統治に関しては、G 20の首脳に承認されて、世界の基準といえるのはこの原則しかありません。G 20／OECDと併せられていますが、両加盟国が

り、これら準拠国で事实上、世界の資本市場国すべてをカバーしています。また金融安定理事会(FSB)と世界銀行(WB)

特別インタビュー

要 国と地方の関係とは

総務省自治行政局長 阿部 知明

今年の通常国会で、地方自治法の一部を改正する法律（以下、改正地方自治法）が可決成立した。主にはDX（デジタルトランスフォーメーション）進展への対応と、緊急事態発生時を中心に国は地方に講ずべき措置について必要な指示をできる点が注目を集めている。これらの改正により、国と地方の関係性がどう変化していくのか、国民生活向上にどう関わるのか、阿部局長に改正の要点と行政が今後求められる対応について解説してもらった。



法的根拠に基づいた指示として

まずは、改正地方自治法の概要についてお願ひします。

阿部 主な要点は、①デジタルトランスフォーメーションの進展を踏まえた対応に関する事項、②国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設に関する事項、③地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設に関する事項、の3点に集約されます。そのうち②において「国は、地方

公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するために講ずべき措置に關し、必要な指示ができることとする」（生命等の保護の措置に関する指示）、また「国民の生命等の保護のため、国の指示により、都道府県が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこととする」（事務処理の調整の指示）とされています。このとから、これらの内容について、どのようなもののかと心配されている方もいらっしゃるかと思います。

一部では国による自治体へ

の指示権濫用を危惧する声もあつたように思います。

阿部 はい、一方的に国から

恣意的に地方へ指示命令が下されるのではないか、という不安ですね。ただ、これは乱発するようなものではありません。そもそも、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生時においても、事業分野ごとに制定された既存の個別法の規定により、これは国が担当するとか、都道府県が担当するとかが決められ、さらに、場合によっては、一定のケースでは国が地方公共団体に一定の指示ができる等、できる限り事前にルール化されていますので、これらの規定に基づき具体的な対応が図られることが大原則です。

ただ、新型コロナウイルス感染拡大の例で言えば、およそ前例が無いスピードと規模で広がる感染症であり、都道府県や全国レベルでの迅速で広域的な調整を迫られるような事態となりました。この点、個別法の規定では十分な対応がとれないといふことで、国から事実上の要請

等をすることで調整を図つたわけです。このため、今回、地方自治法を改正して、個別法では十分に対応できない事態が生じた場合であつても、一定の法的な根拠の下で責任を明確にしつつ、緊急的な対応がとれるよう手当てをしたということになります。

各地の保健所における混乱などが典型例でしたね。

阿部 そうですね、保健所については、同じ都道府県の中でも、一定の市区等に仕事が任せられていて、その任せた部分については、都道府県は権限を持つています。一方、新型コロナウイルスの例で言えば、国民から見ても、全体の調整はどうなっているのか、どこが指示系統の主体となるのか等、よく見えない部分もあったかと思います。特にコロナ禍初期、国から地方への調整を図ろうとも、それを確実に実現するための根拠がないため、実態としては協力の要請という形の中で、対応を進めざるを得なかつた訳です。

阿部 想定外の事態が起つた時でも、こういう時には、国が都道府県に調整するよう指示をすることができる等の根拠を定めておけば、迅速に調整をはかることができます。法律で明記しておけば、緊急時の対応においてどこが責任の主体となるのかも明確になります。単なる要請とそれへの協力では、むしろ問題発生時の責任の所在があいまいになる恐れもあります。これが、事務処理の調整の指示の規定です。

また、生命等の保護の措置に関する指示についての規定について言えば、ここで定める指示権は、想定外の事態が起つった時しか発動できず、この点は法的にも縛りをかけているので、國の一存で恣意的に指示を発することはありません。要件としては個別法の指示が行使できません。事態が全国規模、ある

阿部 そうした懸念を解消し、改正地方自治法への理解を深めてもらいため、全国をブロック分けして、関東を皮切りに8月27日から説明会を開催してきました。10月前半まで各ブロックを一巡し、その過程で総務省職員が参加者の質疑応答をもとに丁寧な説明を重

の指示権濫用を危惧する声もあつたように思います。

阿部 はい、一方的に国から

恣意的に地方へ指示命令が下されるのではないか、という不安ですね。ただ、これは乱発するようなものではありません。そもそも、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生時においても、事業分野ごとに制定された既存の個別法の規定により、これは国が担当するとか、都道府県が担当するとかが決められ、さらに、場合によっては、一定のケースでは国が地方公共団体に一定の指示ができる等、できる限り事前にルール化されていますので、これらの規定に基づき具体的な対応が図られることが大原則です。

ただ、新型コロナウイルス感染拡大の例で言えば、およそ前例が無いスピードと規模で広がる感染症であり、都道府県や全国レベルでの迅速で広域的な調整を迫られるような事態となりました。この点、個別法の規定では十分な対応がとれないといふことで、国から事実上の要請

等をすることで調整を図つたわけです。このため、今回、地方自治法を改正して、個別法では十分に対応できない事態が生じた場合であつても、一定の法的な根拠の下で責任を明確にしつつ、緊急的な対応がとれるよう手当てをしたということになります。

阿部 想定外の事態が起つた時でも、こういう時には、国が都道府県に調整するよう指示をすることができる等の根拠を定めておけば、迅速に調整をはかることができます。法律で明記しておけば、緊急時の対応においてどこが責任の主体となるのかも明確になります。単なる要請とそれへの協力では、むしろ問題発生時の責任の所在があいまいになる恐れもあります。これが、事務処理の調整の指示の規定です。

また、生命等の保護の措置に関する指示についての規定について言えば、ここで定める指示権は、想定外の事態が起つった時しか発動できず、この点は法的にも縛りをかけているので、國の一存で恣意的に指示を発することはありません。要件としては個別法の指示が行使できません。事態が全国規模、ある

阿部 そうした懸念を解消し、改正地方自治法への理解を深めてもらいため、全国をブロック分けして、関東を皮切りに8月27日から説明会を開催してきました。10月前半まで各ブロックを一巡し、その過程で総務省職員が参加者の質疑応答をもとに丁寧な説明を重

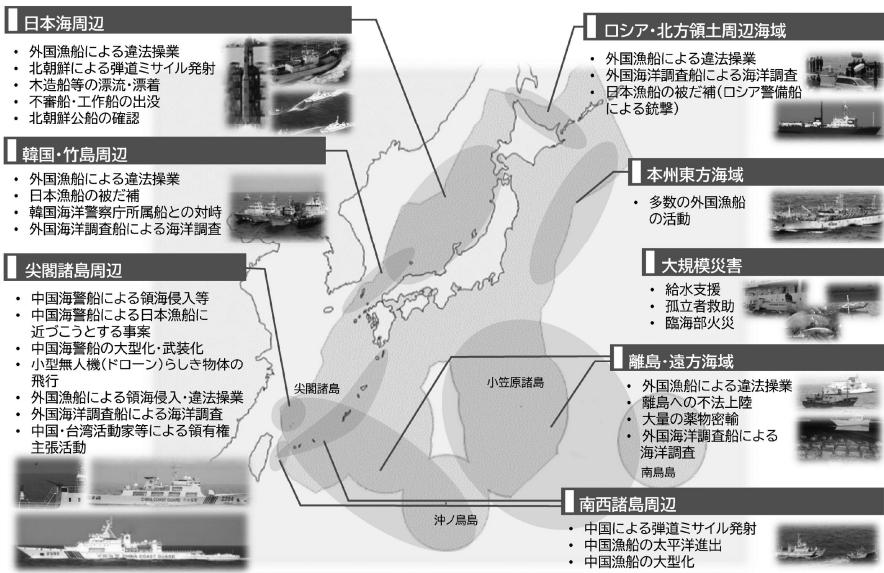


せぐち よしお

昭和39年1月生まれ、愛知県出身。海上保安大学校卒業。平成24年海上保安庁警備救難部警備情報課警備情報調整官、25年対馬海上保安部長、厳原港長、26年第五管区海上保安本部長、27年海上保安庁警備救難部管理課長、30年第十管区海上保安部次長、令和2年4月第九管区海上保安本部長、同年10月海上保安庁警備救難部長、3年海上保安庁海上保安監、4年海上保安庁次長を経て、6年7月より現職。

船による違法操業、北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射、そして、わが国の同意を得ない外国海洋調査船による調査活動など、依然として予断を許さない厳しい状況にあります。

尖閣諸島周辺の接続水域においては、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認されており、2023年の年間確認日数は352日で過去最多を更新しました。また、接続水域における連続確認日数については、昨年12月から本年7月にかけて、過去最長の215日となりました。



◆海上保安政策最前線

平和で美しく豊かな「海」を次世代に継承していくために

海上保安庁長官 濱口 良夫

豊富な資源を有し、多くの恩恵を与えてくれる「海」。同時に海は海上犯罪や国家間の主権主張の場となる面も持っている。世界有数の海洋国家であるわが国の海を守る海上保安庁の取り組みについて、今夏、第48代海上保安府長官に就任した濱口長官に改めて海上保安庁の業務から、近年緊張感を増している周辺海域の情勢とそれに備えるべく進めている海上保安能力強化の取り組みや国際連携の現状、そして今後の展望について話を聞いた。

世界有数の海洋国家であるわが国。海はさまざまな恩恵を与えてくれる一方で海難や犯罪、家間の主権主張の場になります。近年、周辺海域をめぐる情勢が緊張感を増していることもあり、海上保安庁の果たす役割的重要性が高まっていますが、改めて海上保安庁の業務についてお聞かせください。

濱口　わが国は広大な領海と排他的経済水域を有する世界屈指の海洋国家であり、貿易、漁業、マリンレジャーなど多くの分野で「海」からの恩恵を受けています。

他方、海は国民生活を脅かすテロや密輸・密航、漁業秩序を乱す密漁、人命や財産のみならず、海洋環境や経済活動にも影響を与える海難など、さまざまなお事故が起ころる場所でもあります。

海上保安庁は、1948（昭和23）年の創設以降、脈々と受けてお聞かせください。また本年1月「令和6年能登半島地震」が発生しましたが、激甚化・頻発化する自然災害に対する海上保安庁の対応としてはどういったものがあるのでしょうか。

濱口　近年のわが国周辺海域をめぐる情勢については、尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶による活動、大和堆周辺海域における外国漁船による違法操業、離島への不法上陸、大量の薬物密輸、海洋調査などを行なう日本漁船に近づこうとする事案が多発しているほか、中国海警局に所属する船舶の勢力増強や大型化・武装化も進んでいます。

わが国周辺海域の情勢と 災害への対応

け継がれる「正義仁愛」の精神のもと、国民の皆さまが安心・安全に暮らすことができ、さまざまな恵みをもたらす豊かな海を後世まで引き継ぐべく、領海警備、治安の確保、海難救助、海上防災、海洋環境の保全、海洋調査、海上交通の安全確保などの多種多様な業務に従事しています。

◆ 林野庁木材利用政策最前線

新たな展開を迎える 木材の利活用の現状と 今後の展望

林野庁林政部
木材利用課長 難波 良多



なんば りょうた

昭和54年10月生まれ、岡山県出身。東京大学法学部卒業。
平成14年農林水産省入省。29年食料産業局総務課課長補佐、31年農村振興局都市農村交流課都市農業室長、令和2年食料産業局輸出先国規制対策課戦略室長、3年輸出・国際局輸出支援課輸出環境整備室長、5年7月経営局保険課長、同年9月大臣秘書官事務取扱を経て、6年1月より現職。

年1回、國の基本方針に基づく措置の実施状況を公表しています。本年3月に公表した実施状況によると、法律に基づく木材利用方針が全都道府県で策定されるとともに、94%の市区町村が既に策定済みになっています。ただ現在、都市の木造化推進法に基づく新たな基本方針を踏まえて木材利用方針の改定をお願いしているところであり、全ての地方公共団体で改定が完了しているわけではありませんので（45都道府県、685市区町村が改定了）、働きかけを続

けているところです。

また昨年2月、木材利用促進本部事務局に「建築物の木造化・木質化支援事業コンシエルジュ」を設置し、木造化・木質化に相談が寄せられていま

た。これからも相談者の状況やニーズを踏まえて丁寧に対応していきたいと考えています。

公共建築物の木造化が進んでいる点については触れました

国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林大国であるわが国。戦後植林された森林資源が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の有効活用はカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、地域経済の活性化にもつながると期待されている。そうした背景もあり、2021年には「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行された。法律の施行から3年。実際、木材を活用し、デザイン性に優れた建築物を目ににする機会も増えているが、改めてこれまでの取り組みや進歩、そして今後の展望について林野庁林政部木材利用課の難波課長に話を聞いた。

都市の木造化推進法と施行3年の実施状況

—近年、木材を活用した建築物が増えています。これには2021年10月に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下、都市(まち)の木造化推進法)の影響も大きいかと思いま

すが、改めて本法の概要についてお聞かせください。

難波 わが国は国土の3分の2が森林という世界有数の森林国です。戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎える中、2010（平成22）年には、国や地方公共団体が率先して木材を建築物に活用しようという「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されました。その結果、公共建築物の木造率も上昇し、低層（3階以下）の建築物では令和4年度で29.2%（法制定時17.9%）と、全体の約3割が木造

利用の促進に関する法律」が制定されました。その結果、公共建築物の木造率も上昇し、低層（3階以下）の建築物では令和4年度で29.2%（法制定時17.9%）と、全体の約3割が木造

度です。具体的には、建築主となる事業者に今後、木材をどのように利用していくかという構想を立てていただき、国や地方公共団体がその事業者と協定を締結するという制度になります。

協定を締結すると、国や地方公共団体から技術的助言や情報提供を得られたり、一部の予算事業において財政的支援を受けやすくなるといったメリットもあります。現在、国との協定が21件、地方公共団体とは124件の協定が締結されていますが、実際に締結した事業者からは「協定を締結することでマスコミ・報道に取り上げられるなど認知度が上がった」や「社会的評価が向上した」といった声も上がっています。

最近の事例（国）では、カーゴ品の販売などを手掛ける株式会社オートバックスセブンと本年6月に協定を締結しています。協定では、今後3年間に新築する一部の店舗について、25

—では、具体的な部分について伺わせていただきます。木材利用促進の取り組みの一つに「建築物木材利用促進協定制度」がありますが、具体的な協定としてはどういったものがあるのでしょうか。

難波 まず木材利用促進協定ですが、これは都市の木造化推進法に基づいて新しくできた制

となっています。

一方、建築物全体の木造率を見ると、低層住宅は8割が木造ですが、低層でも住宅以外の店舗や事務所、あるいは4階以上のの中高層建築物の多くは木造ではありません。そのため公共建築物だけでなく、建築物一般的の木材利用を進める必要があると

して2021（令和3）年10月に施行されたのが、いわゆる「都市の木造化推進法」になります。

正式な法律名もある通り、脱炭素社会の実現のために、それに向けて建築物における木材利用の促進に関する施策の拡充や農林水産省に木材利用促進本部を設置するなどして、関係省庁が一体となって木材利用を促進していく体制を整備しています。

脱炭素社会の実現のために、それには建築物における木材利用の促進に関する施策の拡充や農林水産省に木材利用促進本部を設置するなどして、関係省庁が一体となって木材利用を促進していく体制を整備しています。

難波 都市の木造化推進法に基づき、木材利用促進本部が毎年6月に協定を締結しています。協定を締結すると、国や地方公共団体から技術的助言や情報提供を得られたり、一部の予算事業において財政的支援を受けやすくなるといったメリットもあります。現在、国との協定が21件、地方公共団体とは124件の協定が締結されていますが、実際に締結した事業者からは「協定を締結することでマス

コミ・報道に取り上げられるなど認知度が上がった」や「社会的評価が向上した」といった声も上がっています。

最近の事例（国）では、カーゴ品の販売などを手掛ける株式会社オートバックスセブンと本年6月に協定を締結しています。協定では、今後3年間に新築する一部の店舗について、25

◆シリーズ／地方版図柄入りナンバープレート促進のために

地方版図柄入りナンバープレート導入のメリットを自治体目線で考える



いしだ はるお

昭和26年生まれ、大阪府出身。49年東京大学土木工学科卒業後、同大学工学系研究科土木工学修了。53年東京工業大学土木工学科助手、57年工学博士取得。筑波大学社会工学講師。以降、助教授、教授、社会工学類長、学長特別補佐などを経て、平成29年定年退職し、同時に名誉教授。同年より日本大学交通システム工学科特任教授。国土交通省社会資本整備審議会道路分科会会長、国土審議会委員、経済産業省・国土交通省スマートモビリティチャレンジ推進協議会、著作に「スマートシティ」(時評社)などがある。なお、「新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会」委員は、令和2年3月に開催された第1回以来務めている。

組みが、徐々に根付いてきたと言えますね。

石田 まさしく私は、「徐々に」という点に大きな意味があると実感しています。図柄入りナンバープレートの場合、導入当初は、国や地方自治体などの公用車、あるいはバス、タクシーといった交通事業者や運送事業者など、導入の主体になる皆さん方が比較的早い時期にけて、ナンバープレートそのものを訴求していく時期があるだろうと思います。ただ、一定の時間かけていくと、図柄の良さや寄附金の使途など公共の利益

が一般の人々にまで「徐々に」浸透していきます。この過程こそが、根付いていくという意味なので、非常に大切だと考えていました。

確かに、図柄入りナンバーに入れられた公共の利益に対し、人々が共鳴して寄付をしていくというのは素晴らしいことですね。

石田 公共の利益という観点から、目的別に図柄入りナンバープレートを分けると、主に3種類に区分されます。

まず、ラグビーワールドカップや東京2020オリンピック、大

阪関西万博のように、国家的イベントの開催を記念したものであります。イベントの機運醸成を主な目的としており、2027年に横浜市で開催される国際園芸博覧会(GREEN EXPO 2027)を記念した特別仕様図柄入りナンバープレートも交付されることが閣議決定されています。

次に、地方版図柄入りナンバープレートですね。都道府県単位や地域別など種類が豊富なのが特長で、地域の皆さん方が「(その地域を)愛していますよ」という愛着や誇りを表している素晴らしい仕組みだと思います。

三番目が、コロナ禍のとき全国を元気にする目的で交付された全国統一の図柄入りナンバープレートです。47都道府県の花がデザインされ、これも非常に人気のある図柄入りナンバープレートになっています。

・石田 東生 座長 筑波大学 名誉教授

- ・北嶋 緒里恵 (株)リクルート
じゃらんリサーチセンター 主席研究員
- ・竹岡 圭 日本自動車ジャーナリスト協会 副会長
- ・寺井 剛敏 金沢美術工芸大学 教授
- ・吉田 樹 福島大学経済経営学類 准教授
- ・西田 寛 軽自動車検査協会 理事
- ・岡安 雅幸 (一社)全国自動車標板協議会 専務理事

新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する
検討会委員のメンバー

(出典：国土交通省)

◆シリーズ／地方版図柄入りナンバープレート促進のために

地方版図柄入りナンバープレート導入のメリットを自治体目線で考える

=普及率の低い地域は、図柄変更を含め、コンセプトの再考を=

筑波大学名誉教授
(国土交通省「新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会」座長)

石田 東生

国土交通省は、有識者や業界関係者による「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」を設置し、全国版図柄入りナンバープレートや第5弾募集を見据えた地方版図柄入りナンバープレートの検討を開始した。時評では、これまで地方自治体首長インタビューや国会議員、有識者などによる座談会やセミナーなどを行い、図柄入りナンバープレートの有用性について報道してきたが、改めて「地方図柄入りナンバープレート促進のために」というテーマで、シリーズ化することにした。シリーズ第1回目は、同検討会座長の筑波大学・石田東生名誉教授に話を聞いた。

(聞き手・中村 幸之進)

石田 図柄入りナンバープレートは、2016年に導入されました。しかし、最近では、街中でも随分と見かけるようになつてきました。図柄入りナンバープレートの制度設計は、寄附金付きのカラーバー版と寄附金なしのモノクロ版で構成されており、カラーバー版は通常のナンバープレートよりも8千～1万円ほど高く設定されています。つまり、図柄入りナンバープレートが増えているということは、寄附金を払ってでも、プレートの趣旨つまり公共の利益に共鳴する人たちが徐々に増えているということが証しだすから、こうした状況は、国や地域にとって非常に望ましいことだと思います。

図柄入りナンバープレートが導入されて8年が経過し、走る広告塔として、寄附金というかたちで広く薄くお金を募る仕

—図柄入りナンバープレートが導入されて8年が経過し、デザインも良くなっている印象ですが、使用される色味などもだんだん良くなっています。それが、使う人がいるとよく指摘されています。

石田 これは、図柄入りナンバープレートをデザインする人たちの努力や、あるいは製造しているメーカーの皆さんにも敬

～水素社会推進法を踏まえた水素サプライチェーンの構築～

水素社会実現セミナー

水素社会推進法を踏まえた水素サプライチェーンの構築のポイント

- ▶自民党水素社会議連の最大の成果は、「水素社会推進法」の成立だ。だが、水素社会実現に向けてはようやくスタートラインに立てたところで、これからが本番と言える。官民学の力を結集して、国際社会において技術で勝って、ビジネスでも勝てるモデル構築を目指す。
- ▶「水素社会推進法」における水素の定義は、水素をつくる過程において CO₂ が一定量以下であればどんな水素でもよいのが特徴だ。さらにアンモニア、合成メタン、合成燃料も「水素等」という枠組みで対象にしている。
- ▶「水素社会推進法」の公募において、国は、広域的な地理上の広がりと水素の需給双方から「こうしたことを行おう」という前向な計画案を期待している。なお、計画案は、エネルギー政策・産業政策両面から優れたものが順次認定される。認定された場合は、「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」「規制の特例措置」が適用されていく予定になっている。
- ▶2050 年に向けての川崎市の戦略は、産業の競争力を維持しながら、カーボンニュートラルを同時に実現していくことにある。そのカギと位置付けているのが水素で、同市の役割は、① CO₂ フリーの受け入れ地を整備し、供給体制も構築して、需給体制を拡大していく②プラットフォーマーとして企業間をつなぐ役割を果たし、地域あるいは国との連携を果たす③低炭素開発地に、カーボンニュートラル関連施設や研究機関を誘致して、わが国のカーボンニュートラル化をけん引するモデル地区を形成する—ことにある。
- ▶ENEOS は、2050 年のビジョンに向けて、①海外でグリーン水素を安価に製造して、日本国内に輸送し、火力発電所や製鉄所など産業需要家に向けて供給する②国内の再エネを活用し蓄電池と水素を組み合わせた、地産地消型のエネルギー供給プラットフォームを構築する③運輸分野向け水素・合成燃料供給事業の拡大を見据え、運輸分野の脱炭素化を主導すべく、水素モビリティ向け供給事業や内燃機関向け合成燃料事業を展開する—といった三つの戦略を持って臨んでいる。
- ▶水素社会の実現は、一社単独ではなし得ないため、川崎重工業は、岩谷産業とともに日本水素エネルギーを設立し、NEDO 事業の「液化水素サプライチェーンの商用化実証」を進めている。同実証は、川崎臨海部に、神戸で実証した「Hy touch 神戸」の約 20 倍の規模で、将来的に年間数万～数十万台規模の水素を受け入れる基地を整備するもので、商用化実証に本格的に乗り出す。
- ▶2024 年 5 月、みずほフィナンシャルグループは、「水素等」の製造分野で 2 兆円のファイナンス実行を目指すと発表した。水素社会実現に向け、金融機関としてしっかりと支えていく姿勢を鮮明にしている。
- ▶レゾナックは、川崎臨海部において、川崎重工などが供給する液化水素を需要面から支え、「水素社会推進法」における 2030 年の“ファーストベンギン”を目指したいとしている。さらに、川崎市が提唱する「カーボンニュートラルコンビナート計画」の実現にも積極的に貢献していく考えだ。
- ▶JR 東日本の川崎発電所の火力発電所は、80.9 万 KW で、首都圏一円に電気を供給しているが、今後は水素発電などを導入して、いかに脱炭素化を図るかが大きな課題になってくる。同社は、2030 年度までに CO₂ 排出量を 50%まで削減、2050 年度までに実質ゼロを目指す「ゼロカーボンチャレンジ 2050」を掲げており、川崎発電所の脱炭素化を、川崎市はじめ多くの企業と連携して進めていく。
- ▶わが国のエネルギー戦略は、安定的に電気を供給し続けるためにも早急な原子力発電の稼働が求められるが、まだ時間がかかる。そのため、「水素社会推進法」の成立により、現在約 1% の水素シェアを早急に数%台に持っていくかねばならないだろう。
- ▶世界のエネルギーの潮流を見据えると、データセンターや半導体需要の増加を背景に電力需要も増えていくのは間違いない。従って、欧米各國は、多くの電源確保に備えている。今、ゼロミッションタイプの電源というと、原子力発電と再生可能エネルギーしかないと見られており、欧州も原子力に対するスタンスを変えてきている。再生可能エネルギーは、自然条件による不安定な要素を抱えていることもあり、早急な水素社会の実現が期待される。日本の場合、まずは「水素社会推進法」に認定されるべく、2030 年の“ファーストベンギン”に名乗りを挙げていくことが極めて重要だ。

主催

川崎市 (株)時評社

協賛

ENOS(株) 川崎重工業(株) (一社)霞が関総合情報センター



水素社会実現セミナー

水素社会推進法を踏まえた 水素サプライチェーンの構築

2024 年 7 月 29 日、川崎市と株式会社時評社は、水素社会実現セミナー「水素社会推進法を踏まえた水素サプライチェーンの構築」を川崎市ステーションコンファレンス川崎（川崎市幸区大宮町 1-5）で開催し、セミナーの様子は YouTubeLive を通じて全国に配信された。

今年 5 月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」（水素社会推進法）が成立し、15 年間で 3 兆円の予算が確保された。今後、水素社会実現に向けて「ファーストベンギン」の役割を担うことが期待される企業群と地域が公募されていくことになるが、今回のセミナーは、川崎臨海部で進められている「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を軸に、全国への啓発を目的に企画された。

講師には、経済産業省資源エネルギー庁・井上博雄省エネルギー・新エネルギー部長はじめ、政界からは小渕優子衆議院議員（自由民主党水素社会推進議員連盟会長）、内閣府・工藤彰三副大臣（同議員連盟事務局長）が登壇したほか、本誌おなじみの東京工業大学・柏木孝夫名誉教授らが同法案の具体的な解説や意義などを述べた。また、水素社会実現への具体モデルとして、同市・福田紀彦市長が同市の取り組みを説明したほか、民間企業からは、水素の供給サイドとして ENEOS 株式会社・田中秀明執行理事、川崎重工業株式会社・山本滋執行役員、需要サイドとして株式会社レゾナック・足立浩業務執行役、東日本旅客鉄道株式会社・加藤修常務執行役員らが登壇したほか、金融サイドとしても株式会社みずほフィナンシャルグループ・牛窪基彦執行役グループ CSuO が登壇するなど多彩な顔触れとなった。

同法成立後、公募前の絶好なタイミングとあって、会場・オンラインともに全国から多数の聴講者が訪れ、熱気に包まれたセミナーとなった。

（セミナーレポートは、時評社のまとめです。なお、講演内容や講師の役職については、セミナー開催時のものとなります。）